

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 (2 0 1 5 年) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
 条例

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和60年9月町田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「住宅の用途に供する部分（）」を「住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項において「老人ホーム等」という。）の用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は）」に、「又は」を「若しくは」に改め、「建築物の住宅」の次に「及び老人ホーム等」を加える。

別表第1の11の項中「平成9年4月町田市告示第28号」を「平成27年8月町田市告示第161号」に改める。

別表第2の11の表中

「

低層集合住宅地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 長屋 (2) 共同住宅 (3) 前2号の建築物 に附属するもの	—	—	200平方メートル	敷地境界線までの距離 1.5メートル
----------	---	---	---	-----------	--------------------

を

」

「

低層住宅地区	次に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅 (3) 前2号の建築物 に附属するもの	—	—	住宅（長屋を除く。）にあっては180平方メートル、長屋及び共同住宅にあっては2	敷地境界線までの距離 住宅（長屋を除く。）及び当該住宅に附属するものにあつ
--------	--	---	---	---	---------------------------------------

				00平方メートル	では1メートル、長屋及び共同住宅並びにこれらに附属するものにあつては1.5メートル	に
--	--	--	--	----------	---	---

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

改正後	改正前																
<p>(建築物の容積率の最高限度)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの<u>住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(以下この項において「老人ホーム等」という。)</u>の用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。)の床面積(当該床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1)は、算入しない。</p> <p>4・5 略</p> <p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="175 1167 762 1704"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>平成27年8月町田市告示第161号に定める町田都市計画成瀬東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域(以下次表において「成瀬東地区地区整備計画区域」という。)</td> </tr> <tr> <td>12～40</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	番号	区分	1～10	略	11	平成27年8月町田市告示第161号に定める町田都市計画成瀬東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域(以下次表において「成瀬東地区地区整備計画区域」という。)	12～40	略	<p>(建築物の容積率の最高限度)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの<u>住宅の用途に供する部分(共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。)</u>の床面積(当該床面積が当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1)は、算入しない。</p> <p>4・5 略</p> <p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="812 1167 1393 1704"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>平成9年4月町田市告示第28号に定める町田都市計画成瀬東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域(以下次表において「成瀬東地区地区整備計画区域」という。)</td> </tr> <tr> <td>12～40</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	番号	区分	1～10	略	11	平成9年4月町田市告示第28号に定める町田都市計画成瀬東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域(以下次表において「成瀬東地区地区整備計画区域」という。)	12～40	略
番号	区分																
1～10	略																
11	平成27年8月町田市告示第161号に定める町田都市計画成瀬東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域(以下次表において「成瀬東地区地区整備計画区域」という。)																
12～40	略																
番号	区分																
1～10	略																
11	平成9年4月町田市告示第28号に定める町田都市計画成瀬東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域(以下次表において「成瀬東地区地区整備計画区域」という。)																
12～40	略																

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表（改正後）

別表第2

1～10 略

1.1 成瀬東地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)			
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	距離	適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
低層住宅地区	次に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅 (3) 前2号の建築物に附属するもの	—	—	住宅（長屋を除く。）にあつては180平方メートル、長屋及び共同住宅にあつては200平方メートル	敷地境界線までの距離 住宅（長屋を除く。）及び当該住宅に附属するものにあつては1メートル、長屋及び共同住宅並びにこれらに附属するものにあつては1.5メートル	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供するもの (3) 軒の高さが2.3メートル以下である自動車車庫	—	—	—	—
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

1.2～4.0 略

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表（改正前）

別表第2

1～10 略

1 1 成瀬東地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略
低層集合住宅地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 長屋 (2) 共同住宅 (3) 前2号の建築物に附属するもの	—	—	200平方メートル	敷地境界線までの距離 1.5メートル	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供するもの (3) 軒の高さが2.3メートル以下である自動車車庫	—	—
略	略	略	略	略	略	略	略	略

1 2～4 0 略